

【2025年度】 イーストとくしま「周遊観光」推進事業助成金に係るQ & A

交付要綱		質 問	回 答
第3条 助成内容	①	宿泊費助成条件で、有料観光コンテンツ、飲食施設が複数市町村にわたって合計2か所以上とは具体的にどうい うことか？	例えば、①鳴門市「大塚国際美術館」と徳島市「阿波おどり会館」の観光2箇所、②藍住町「藍の館」と阿波 市「かねぎん坂野（たらいうどん）」の観光と食事の各1箇所ですと2市町で合計2箇所となるため対象となり ます。 ③鳴門市「渦の道」と鳴門市「大塚国際美術館」では1市で2か所のため対象外となります。この場合は他市町 村であと1か所以上の観光コンテンツまたは飲食施設を組み込めば対象となります。
	②	有料観光（体験含）コンテンツや飲食施設はどのような ものがあるか。事業者の紹介はいただけるか。	当機構のHP（ https://www.east-tokushima.jp/brochure/ ）にパンフレットを掲載していますのでご参照くだ さい。また、ご希望の体験等ありましたらご紹介させていただきますので個別にご相談ください。
	③	乗車・乗船等是有料観光コンテンツの対象となるのか。	ひょうたん島クルーズやうずしお観潮船などの観光船は対象ですが、公共交通乗車等は対象外となります。
	④	飲食施設について具体的にはどのような内容が対象とな るのか。	食品衛生法に基づく飲食店もしくは喫茶店の営業許可を取得し営業している飲食施設を対象とします。また、 基本的には昼食と夕食が対象となりますが、宿泊先で1泊2食プランに組み込まれている夕食をとる場合は対象 外です。昼食に関しては、ホテルや旅館でのご利用も対象となります。
	⑤	ゴルフは有料コンテンツ対象となるのか。	対象となります。ただしツアー内において同一ゴルフ場や同一市内ゴルフ場での複数ラウンドは対象外で す。またゴルフ練習場も対象外とします。
	⑤	従たる移動手段とはどういったものか。	大型や中型バスで当該域内まで移動した後、また航空機やJR、高速バス等で現地集合後、当該域内へ出発の際 に、山歩きやお遍路道など目的地までの道幅が狭いなどの理由により、分乗して目的地に向かう必要がある場 合に手配するマイクロバスやジャンボタクシー等を言います。
第3条 助成額	⑥	1旅行商品で30名で1泊の場合、12万円の上限に収まる ので3,000円×30名の助成になるのか。	人数20名、泊数2泊の各上限設定のため、30名様1泊の場合は3,000円×20名の助成となります。
	⑦	従たる移動手段が、複数台の場合の助成の千円単位は、 1台ずつの料金計算の切捨てなのか、合計計算後の切捨 なのか。	複数台合計計算後の切捨てで結構です。
第4条 助成の要件	⑧	年度内に複数回、同内容で催行を予定している場合、各 回ごとに本助成制度を活用できるか。	原則として新規の造成が対象となるため同内容の旅行においては、1回目の申請が上限金額に達しているいない にかかわらず2回目以降の申請はできません。
	⑨	同一旅行会社からの申請は3件上限とあるが支店や営業 所がある場合はどうなるのか？	支店や営業所を持つ旅行会社は、各支店、各営業所で上限3件とします。
第5条 申請期間	⑩	催行前に交付申請を行い、交付決定を受ける前に催行し た場合、助成を受けられるか。	交付決定前に催行した旅行については助成対象外となります。
第6条 交付申請	⑪	交付申請書の（別紙1）事業計画に記載した参加見込数 を実際の参加者が上回った（下回った）場合どうなるの か。	参加見込数を参加者が上回った場合、交付要綱第8条に基づき、変更承認申請をいただければ、予算の範囲内 で助成額を増額することが可能です。 参加見込数を参加者が下回った場合は変更承認申請の提出は必要ありませんが、旅行が中止になった場合は交 付要綱第8条に基づき、助成金中止承認申請書をご提出ください。